

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. (参考) 補助金等について | 1 |
| 2. 特別養護老人ホームの詳細要件 | 2 |
| 3. 特別養護老人ホームの評価の着眼点 | 8 |
| 4. 認知症高齢者グループホームの詳細要件 | 10 |
| 5. 認知症高齢者グループホームの評価の着眼点 | 12 |
| 6. 小規模多機能型居宅介護事業所の詳細要件 | 14 |
| 7. 看護小規模多機能型居宅介護事業所の詳細要件 | 15 |
| 8. (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点 | 16 |
| 9. 通所介護事業所の詳細要件 | 18 |
| 10. 通所介護事業所の評価の着眼点 | 19 |
| 11. 地域密着型通所介護事業所の詳細要件 | 21 |
| 12. 地域密着型通所介護事業所の評価の着眼点 | 22 |
| 13. 認知症対応型通所介護事業所の詳細要件 | 24 |
| 14. 認知症対応型通所介護事業所の評価の着眼点 | 25 |

- ・本資料において、小規模特別養護老人ホームは「特別養護老人ホーム」と明記
- ・「短期入所生活介護事業所」の評価の着眼点は、「特別養護老人ホーム」の評価の着眼点を参照のこと

1. (参考) 補助金等について

本補助内容は2026年2月1日現在のものであり、各事業について金額または内容が変更される場合や、補助金の対象外となる可能性があるため留意すること。

(1) 神戸市施設整備費補助 (上限)

| | | 金額 | 単位 |
|--|---|-------------|--------------|
| 特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ) (①と②の合計額) | ① | 5,530,000 円 | 1 床当り |
| | ② | (1 ユニット) | 10,000,000 円 |
| | | (2 ユニット以上) | 20,000,000 円 |

※ 施設整備費：用地取得費、設計監理費、建設費及び初度設備費

※ 以下の施設を併設する場合、①の金額に1.05を乗じた額とする。

〔併設施設：認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、
認知症対応型デイサービスセンター、緊急ショートステイの整備〕

※ 各整備費補助に係る交付申請・実績報告については、補助事業の実施年度に行う必要がある。また、補助事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに交付申請・実績報告を行うとともに出来高に合わせた支払いを行う必要がある。(初年度10%以上の出来高が必須)

(2) 神戸市施設開設準備経費補助 (上限)

| | 金額 | 単位 |
|--------------------------|-------------|-------|
| 特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ | 1,036,000 円 | 1 床当り |
| 認知症高齢者グループホーム (新設) | 1,036,000 円 | 1 床当り |

※ 開設準備経費補助の交付申請は、原則として開設日が属する年度内に行う必要がある。

2. 特別養護老人ホームの詳細要件

(1) 規模等

- ① 1か所当たり 29 床以下であって、個室・ユニット型とすること。
- ② 1 ユニットの入所定員は、原則として 10 人以下とすること。ただし、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入所者の定員が 15 人までのユニットも認めます。
- ③ 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設が望ましい。

(2) 従来型個室・多床室

従来型個室・多床室の整備については、定員の 3 割を目安に提案を認めます。

なお、多床室の整備にあたっては、居室における入所者のプライバシー保護に十分配慮してください。

(3) その他

- ① 居住費の設定及び低所得者への支援について、十分考慮すること。社会福祉法人等による利用者負担の軽減（社会福祉法人減免）を施設開設時から行うこと。
- ② 胃ろう、経管栄養、痰吸引等の医療的処置の必要な要介護高齢者を受け入れること。
- ③ 視覚、聴覚若しくは言語機能等に重度の障害のある者又は知的障害者又は精神障害者を受け入れること。
- ④ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ⑤ 感染症対策について、ゾーニング計画、クラスター発生時の対応、他施設との連携（施設が機能しなくなった場合）、職員への感染管理に関する研修等、衛生面への配慮を行うこと。
- ⑥ 入所者の重度化について配慮すること。
- ⑦ 職員の働きやすさについて配慮すること。
- ⑧ 看取りについて、入所者、親族の意思決定支援を含む、意思・意向確認を入居時から行い、適宜見直しを行うこと。

(4) 設備要件

| 項目 | 説明等 |
|------------------------------|---|
| ユニットケア 【ユニット型特別養護老人ホームのみ】 | <p>※ 家庭に近い居住環境の下で、少人数ごとに生活を共にする入所者に一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話を行うことを特徴とする。</p> <p>※ 居室は個室とするとともに、居室に近接して少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間（共同生活室）を設け、こうした個室と共同生活室をユニットとして建物を構成し運営しなければならない。</p> |
| 設置が必要な設備 | <p>【ユニット型特別養護老人ホーム】</p> <p>① ユニット（居室・共同生活室・洗面設備・便所）</p> <p>② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場</p> <p>⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 ⑧ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ ユニット及び浴室は 3 階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避</p> |

| | | |
|--------------------------|------|--|
| | | <p>難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室についてはこの限りではない。</p> <p>【従来型特別養護老人ホーム】</p> <p>① 居室 ② 静養室 ③ 食堂 ④ 浴室 ⑤ 洗面設備</p> <p>⑥ 便所 ⑦ 医務室 ⑧ 調理室 ⑨ 介護職員室 ⑩ 看護職員室</p> <p>⑪ 機能訓練室 ⑫ 面談室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室</p> <p>⑮ 介護材料室 ⑯ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室は3階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室についてはこの限りではない。</p> |
| 設備基準 (ユニット型特別養護老人ホーム) | ユニット | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 通気性・採光・2方向避難等に配慮した構造とすること。 ★ ユニット総数（老人短期入所事業を含む）が偶数である場合に、同一階に奇数ユニットを配置しないこと。 ★ ユニットの直列配置はしないこと。（他のユニットを通過しないと移動できない様な配置や構造は認められない） ★ ユニット単位における設備の差別化はしないこと。 ★ 入所者のプライバシーに配慮した上で、可能な限り各居室は共同生活室に直接面した配置とすること。 ★ ユニット内に個浴、リネン庫、汚物処理室、洗濯室等を設けること。 ★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。 ★ ユニットごとに個人情報取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。 |
| | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービス提供上必要と認められる場合（夫婦などを想定）は、二人とすることができる。 ☆ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1ユニットの入所定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 一人当たりの床面積$\geq 10.65 \text{ m}^2$（内法）以上とする（洗面・収納設備スペースを含む。トイレは含まない）定員が二人の場合にあつては21.3 m^2（内法）以上とすること。 ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする。 ☆ 必要に応じ、入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 洗面設備を設置すること。 ★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 |

| | |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。 ★ 出入口のドアは引戸とする（開放時、自然に閉まらない）こと。 ★ 出入口の有効幅は120cm以上確保すること。（最低90cm） ★ 居室内にトイレを設置すること。 ★ 複数のコンセントを設置すること。（電動ベッド・個人用電化製品） |
| 共同生活室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ☆ 当該ユニットの入所者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事したり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ☆ ユニットの共同生活室間の壁を可動式としていないこと。 ☆ 他のユニットの入所者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 一の共同生活室の床面積は2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入所定員を乗じて得た面積以上とすること及び必要な設備及び備品を備えること。 ★ 入所者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な調理等ができるミニキッチンを設けること。 ★ 採光、眺望などに配慮すること。 |
| 洗面設備 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けること。 ★ 共用部分（ユニットの入り口等）にも設けること。 |
| 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく分散して設け、入所者2人に1か所設けること。 ★ 居室に設けない場合は、車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそつた整備をすること。 ★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。 |
| 廊下 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上、中廊下にあつては、1.8m以上として差し支えない。（いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること） ★ 両側に手すりを設置すること。 |

| | | |
|------------------------|-------|--|
| | | ★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。 |
| 設備基準 (従来型特別養護老人ホーム) | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 一の居室の定員は、4人以下とすること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 1人当たりの床面積$\geq 10.65 \text{ m}^2$（内法）以上とすること（収納設備スペースを含む。トイレは含まない） ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 入所者が個人で利用する空間は、建物に固定された壁又は扉等で四方を囲み区画すること。（上部開放は可。ただし、移動式の家具やカーテンでの区画は不可とする） ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする ☆ こと。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 洗面設備を設置すること。 ★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。 ★ 出入口のドアは引戸とする（開放時、自然に閉まらない）こと。 ★ 出入口の有効幅は120cm以上確保すること。（最低90cm） ★ 居室内にトイレを設置すること。 ★ 複数のコンセントを設置すること。（電動ベッド・個人用電化製品） |
| | 静養室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする ☆ こと。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 |
| | 洗面設備 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 |
| | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、1か所に集中して設けるのではなく分散して適当数設けること。 ★ 車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそつた整備をすること。 |
| | 介護職員室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ☆ 必要な備品を備えること。 |

| | | |
|-------------|--|--|
| | 食堂及び機能訓練室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積（内法）は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ☆ 必要な備品を備えること。 |
| | 廊下 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。 ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。 |
| 設備基準（共通） | 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 ★ 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置すること。 ★ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。 ★ ユニット型の場合は、ユニット毎に個浴、脱衣室を設置すること。 |
| | 医務室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ☆ 入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ★ 看護職員室と一体的に整備すること。 |
| | 調理室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 火気を使用する部分は不燃材料を用いること。 ★ 検収室・事務室・食品庫・休憩室・便所・シャワーを設置すること。 ★ 休憩室は畳の部屋とする（宿泊することがある）こと。 ★ 衛生保持のため他の部分とは動線を明確に分離すること。 ★ 調理・配膳と下膳・食器洗浄のスペースを分離すること。 ★ 空調は通常の空調の他、スポット空調を併用すること。 |
| | 洗濯室 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 洗濯物の整理のためのスペースを一体的に整備すること。 ★ 騒音・排熱対策には充分留意すること。 |
| | 汚物処理室 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 洗濯室、浴室と近接させること。 ★ 階が違えば小荷物専用昇降機で洗濯室と連絡させること。 ★ 共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること） |
| | 事務室 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 施設管理や外来客への対応のため玄関に近い位置に配置すること。 ★ 事務室周りに湯沸し室を設置すること。（給湯器・流し・コンロ・冷蔵庫・食器棚） |
| | 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 傾斜は緩やかにすること。 |
| | 常夜灯 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下・共同生活室・便所その他必要な場所に設置すること。 |
| | 手すり | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下及び階段には設置すること。 |
| | 宿直室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 宿直者を配置する場合は、宿直室を設置すること。 |
| 防災避難・防犯設備関係 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上有すること。（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設 | |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>ける避難階段を有する場合は、1以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 3階以上の階にあるユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 ☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りではない。 ☆ 避難経路については、「居室」→「廊下」→「階段」を原則とすること。 ★ 避難経路の重複距離は20m以下とすること。 ☆ ユニット毎又はフロア毎に2方向避難を確保すること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 採光、通気性の確保に配慮すること。 ★ 入所者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができる場所（セミパブリックスペース）を設けること。 ★ 家族面会室は2方向から出入りできるようにすること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 |
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号） <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号） <input type="checkbox"/> 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第36号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第32号） <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p> | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

3. 特別養護老人ホームの評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------|---------------|--|
| I 法人実績・体制 | 1. 法人の運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 施設長の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・施設長予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| | 3. 生活相談員の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・生活相談員予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。（直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている） ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運営計画 | 1. 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の（虐待の防止に係る研修を含む）内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、高齢障害者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・入所者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 医療機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関について事業対象地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ・協力歯科医療機関について事業対象地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 |
| | 4. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 5. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・居住費の金額が国の定める基準額程度である。 |

| | | |
|------------------------|---------|---|
| IV 施 設 計 画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・ユニット又はフロアの形状・広さ・配置が適切であり、入所者の居住環境に配慮されている。 ・居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ・汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「特別養護老人ホームの詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| | 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保、2方向から出入りできる家族面会室の設置など） ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| | 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある） |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 医療関係団体への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに様式4（別紙2）「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。

4. 認知症高齢者グループホームの詳細要件

| | | |
|------|-------|---|
| 規模 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1か所あたりの定員・規模は3ユニット以内とすること。 (1ユニット5～9人) |
| 建築構造 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 段差の解消、スロープの設置など入居者が認知症高齢者であることに配慮したバリアフリーの設備構造すること。 ・ 他の社会福祉施設等と併設する場合には、完全に独立した構造とすること。 ◎ 職員がユニット間を往来できる設備構造とすることまで、妨げるものではない。 ◎ エレベーターや階段の共用を妨げるものではないが、エレベーターホールなど、エレベーターからフロアに出た場所が、即、ユニット内となるような構造ではないこと。 |
| 必要設備 | | <ul style="list-style-type: none"> ① 居室 ② 居間・食堂 ③ 浴室・洗面所 ④ 台所 ⑤ 便所 ⑥ 事務室 ⑦ その他必要な設備 ⑧ ボランティアの受け入れ、地域との交流、家族会等の実施が可能な部屋 ※ 事務室・地域交流等スペースを除き、ユニット毎の専用設備とすること |
| 設備基準 | 居室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 1人あたりの床面積$\geq 7.43 \text{ m}^2$ (収納設備等を除く内法) ☆ 原則として個室とすること。 ☆ 居室内に収納設備を設けること。 ★ 採光・換気が十分できること。 ★ 洗面・トイレが設置されていること。 ★ 複数のコンセントを設置すること。 |
| | 居間・食堂 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 落ち着きとゆとりを感じさせる空間(広さ)を確保すること。 ★ 1人あたり食堂・居間合わせて3 m^2以上のスペースを確保すること。 ★ 採光・換気が十分できること。 ★ 居間と食堂を別に確保すること。 ★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。 ★ ユニットごとに個人情報の取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。 |
| | 浴室 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 1人用の個浴とし、入居者とその介助者の利用に適した広さとすること。 ☆ ユニットごともしくは隣接するユニットごとに浴室を設置すること。 ☆ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。 |
| | 便所 | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 各居室に設けない場合は、1つのユニットに3つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。 ただし、ユニットの定員が6人以下の場合は、2つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。 ☆ 各居室から等距離となるよう設けること。 |

| | | |
|--|-----------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ☆ トイレのうち1つ以上は車椅子対応型とすること。 ★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。 |
| | 台所 | ☆ 入所者と職員が共同で調理等を行なうことができるレイアウト・設備とすること。 |
| | 事務室 | ☆ ユニットに対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | <ul style="list-style-type: none"> ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ☆ 一般の住居に近い仕様となるよう、照明設備、内装の色彩や素材など、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行なうこと。 ☆ スプリンクラー設備を設置すること。なお、スプリンクラーの設備内容については、管轄の消防署と協議すること。 ☆ 適温確保のための空調設備を設けること。 ★ 将来の重度化に対応できる構造・設備であること。 ★ 2階以上の場合、エレベーター（簡易式でも可）を設置すること。 ★ 転倒時に安全な床材を使用すること。 ★ 汚物処理室からの汚物の排出においては、共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること） ★ 家族面会室は2方向から出入りできるようにすること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

5. 認知症高齢者グループホームの評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------|-----------------|--|
| I 法人実績・体制 | 1. 法人の運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 管理者の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・管理者予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| | 3. 介護支援専門員の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・介護支援専門員である計画作成担当予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。（直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている） ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運営計画 | 1. 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の（虐待の防止に係る研修を含む）内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、若年性認知症利用者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・入所者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 医療機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関について事業対象地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ・協力歯科医療機関について事業対象地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 |
| | 4. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 5. 運営推進会議について | <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ・地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 |

| | | |
|----------------|----------|---|
| | 6. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃、食費、水光熱費等の合計が市内の既存施設利用料の中央値と比較して同程度である。 |
| IV 施設 計画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、入居者の居住環境に配慮されている。 ・居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ・汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「認知症高齢者グループホームの詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| | 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保、2方向から出入りできる家族面会室の設置など） ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| | 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある） |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに様式4（別紙2）「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。

6. 小規模多機能型居宅介護事業所の詳細要件

(1) 規模

- ① 登録定員 29名まで
- ② 通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで
- 〔登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで〕
- ③ 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで

(2) 居室構成

宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)

(3) 設備要件

| 項 目 | | 説 明 等 |
|--|-----------|--|
| 設置が必要な設備 | | ①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| 設備基準 | 浴室 | ★ 利用者の心身の状態に配慮したものとすること。 |
| | 居間及び食堂 | ★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。 |
| | 宿泊室 | ☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| | その他 | ★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） <input type="checkbox"/> 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

7. 看護小規模多機能型居宅介護事業所の詳細要件

(1) 規模

- ① 登録定員 29名まで
- ② 通いサービスの定員 登録定員の2分の1から15名まで
- 〔登録定員が25人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は18名まで〕
- ③ 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の3分の1から9名まで

(2) 居室構成

宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)

(3) 設備要件

| 項 目 | | 説 明 等 |
|--|-----------|---|
| 設置が必要な設備 | | ①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| 設備基準 | 浴室 | ★ 利用者の心身の状態に配慮したものとすること。 |
| | 居間及び食堂 | ★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。 |
| | 宿泊室 | ☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は7.43㎡以上とすること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| | その他 | ★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

8. (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------|-----------------|---|
| I 法人実績・体制 | 1. 法人の運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 施設長の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・施設長予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| | 3. 介護支援専門員の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・介護支援専門員予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。(直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている) ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運営計画 | 1. 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・利用者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、認知症利用者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・利用者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 医療機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関について事業対象地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ・協力歯科医療機関について事業対象地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 |
| | 4. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 5. 運営推進会議について | <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ・地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 |
| | 6. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊費及び食費が市内の既存施設利用料と比較して同程度である。 |

| | | |
|------------------------|---------|--|
| IV 施 設 計 画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・居間・食堂・宿泊室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。 ・居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ・汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ・介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| | 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。(施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保、2方向から出入りできる家族面会室の設置など) ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| | 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。(満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある) |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに様式4(別紙2)「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。

9. 通所介護事業所の詳細要件

(1) 規模

定員 19人以上

(2) 設備要件

| 項 目 | | 説 明 等 |
|--|-----------|--|
| 設置が必要な設備 | | ①食堂 ②機能訓練室 ③静養室 ④相談室 ⑤事務室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| 設備基準 | 食堂及び機能訓練室 | ☆ 1人あたり食堂・機能訓練室合わせて3㎡以上のスペースを確保すること ☆ それぞれ必要な広さを有すること |
| | 静養室 | ★ 複数の利用者が同時に利用できる広さを有すること |
| | 相談室 | ☆ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものとすること ★ 専用の個室を設けること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ☆ 消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

10. 通所介護事業所の評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------------------|-------------------|--|
| I 法人 実績 ・ 体制 | 1. 法人の 運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 管理者の 事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・管理者予定者に同種事業での管理者の経験がある。 |
| | 3. 生活相談員 の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・生活相談員予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金 計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。（直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている） ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運 営 計 画 | 1 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の（虐待の防止に係る研修を含む）内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・利用者の生活機能向上に向けた具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、認知症利用者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・利用者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 4. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・送迎費、食費、その他の費用が市内の既存同種サービス利用料と比較して同程度である。 |
| IV 施 設 計 画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・食堂・機能訓練室・静養室・相談室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の生活環境に配慮されている。 ・汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「通所介護事業所の詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口や食堂・機能訓練室への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの確保など） ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある） |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。

1.1. 地域密着型通所介護事業所の詳細要件

(1) 規模

定員 19人未満

(2) 設備要件

| 項 目 | | 説 明 等 |
|--|-----------|--|
| 設置が必要な設備 | | ①食堂 ②機能訓練室 ③静養室 ④相談室 ⑤事務室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| 設備基準 | 食堂及び機能訓練室 | ☆ 1人あたり食堂・機能訓練室合わせて3㎡以上のスペースを確保すること ☆ それぞれ必要な広さを有すること |
| | 静養室 | ★ 複数の利用者が同時に利用できる広さを有すること |
| | 相談室 | ☆ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものとすること ★ 専用の個室を設けること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ☆ 消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

1 2. 地域密着型通所介護事業所の評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------------------|-------------------|--|
| I 法人 実績 ・ 体制 | 1. 法人の 運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 管理者の 事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・管理者予定者に同種事業での管理者の経験がある。 |
| | 3. 生活相談員 の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・生活相談員予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金 計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。（直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている） ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運営 計画 | 1 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・利用者の生活機能向上に向けた具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、認知症利用者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・利用者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 4. 運営推進会議について | <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ・地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 |
| | 5. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・送迎費、食費、その他の費用が市内の既存同種サービス利用料と比較して同程度である。 |

| | | |
|----------------|---------|---|
| IV 施設 計画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・食堂・機能訓練室・静養室・相談室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の生活環境に配慮されている。 ・汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「地域密着型通所介護事業所の詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| | 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口や食堂・機能訓練室への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの確保など） ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| | 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある） |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。

1 3. 認知症対応型通所介護事業所の詳細要件

(1) 規模

定員 19 人未満

(2) 設備要件

| 項 目 | | 説 明 等 |
|--|-----------|--|
| 設置が必要な設備 | | ①食堂 ②機能訓練室 ③静養室 ④相談室 ⑤事務室 ⑥その他事業に必要な設備 |
| 設備基準 | 食堂及び機能訓練室 | ☆ 1人あたり食堂・機能訓練室合わせて3㎡以上のスペースを確保すること ☆ それぞれ必要な広さを有すること |
| | 静養室 | ★ 複数の利用者が同時に利用できる広さを有すること |
| | 相談室 | ☆ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものとすること ★ 専用の個室を設けること。 |
| | 防災避難・防犯設備 | ☆ 消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。 |
| <input type="checkbox"/> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） <input type="checkbox"/> 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号） <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 <input type="checkbox"/> 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること | | |

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

14. 認知症対応型通所介護事業所の評価の着眼点

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|--------------------------|-------------------|---|
| I 法人 実績 ・ 体制 | 1. 法人の 運営実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種の事業所を運営する実績がある。 ・過去の監査等において重大な問題がない。 |
| | 2. 管理者の 事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・管理者予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| | 3. 生活相談員 の事業経験 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ・生活相談員予定者が必要な資格要件を満たしている。 |
| II 資金 計画 | 1. 資金計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財務状況が適切である。 ・収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ・施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。（直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている） ・開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ・建設費が適切に見込まれている。 |
| III 運営 計画 | 1. 運営理念 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業についての趣意・方針が明確であり合理的である。 ・地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ・災害時の業務継続計画（BCP）について具体的かつ適切である。 |
| | 2. 人員体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業開設前後に必要な研修の（虐待の防止に係る研修を含む）内容・時期が具体的に計画されている。 ・個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ・業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ・人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ・介護ロボットやICTの活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ・利用者の生活機能向上に向けた具体的な計画を持っている。 ・医療的ケアの必要な方、若年性認知症利用者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ・利用者受け入れ計画が適切である。 |
| | 3. 併設事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設と連携する併設介護事業があり、併設による効果を期待できる。 |
| | 4. 運営推進会議について | <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ・地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 |
| | 5. 利用者負担 | <ul style="list-style-type: none"> ・送迎費、食費、その他の費用が市内の既存同種サービス利用料と比較して同程度である。 |

| | | |
|----------------|---------|--|
| IV 施設 計画 | 1. 建築計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ・食堂・機能訓練室・静養室・相談室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の生活環境に配慮されている。 ・汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。 ・備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ・介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ・駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ・「認知症対応型通所介護事業所の詳細要件」の★「満たすことが望ましいもの」について配慮がある。 |
| | 2. 安全対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口や食堂・機能訓練室への手洗い器の設置、備蓄資材用の倉庫の設置、三密を避ける十分なスペースの確保など） ・緊急時の2方向避難や防犯対策について配慮されている。 |
| | 3. 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準を満たしている。（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある） |

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、優先交渉権者として選考されない場合があります。